

学校における避難勧告等に関する『警戒レベル』の運用について

岐阜市教育委員会

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		学校における対応	事前準備
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令		学校待機	安全確保
				学校待機	防災計画をもとに避難所設営等の対応について周知
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生しているおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に非難する。	避難勧告 避難指示(緊急) 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令	市が発令	【警報発令時と同等の対応】 ※「警報」は全市対象に発令されるが、「警戒レベル」は地区ごとに発令される。	保護者への連絡方法の周知 「引き取り下校」の対応マニュアル
				安全確保 ・児童生徒等を安全に帰宅させ得ると認められた場合、速やかに下校を開始する。 ・保護者が自宅不在、もしくは「引き取り」を希望する場合は児童生徒等を学校待機させる。 ・職員は分担して各地区の下校指導を行う。	下校指導における職員配置 分団会、地区児童会等、集団下校における対応
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に非難する。	避難準備・高齢者等避難開始	通学路	危険と判断 ・児童生徒等を絶対に下校はさせず学校待機させる。 ・保護者へ引き取りによる下校をすることをメール等で連絡する。 ・学校待機が長期化することを想定し、非常食等の準備を行う。	
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁が発令	今後、各種警報及び警戒レベル3以上が発令されることを前提に、校区の点検箇所を確認する。	「引き取り下校」における職員配置 避難所設営等の対応について周知
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性(「早期注意情報」に名称変更)		気象情報等で、今後の動向に注意を払う。	保護者への「警戒レベル」発令時の対応の周知 校区の危険箇所の把握 危険箇所確認に向かう職員分担